

○財務省告示第二百九十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十五年八月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年九月十日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（五年）（第一百十三  
回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項並びに特別  
会計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適  
用等  
四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募



六

イ

発

入 価 入 価  
札 格 行 札 格  
発 競 発 競  
行 争 額 行 争

ロ

札 非  
発 競  
行 争  
入

ハ

行 争 非 者 特 国  
入 価 ・ 別 債  
札 格 第 参 市  
発 競 I 加 場

で た 条 特 で た 条 特 億 て 基 同 七 付 一 会 十 は づ る た 運 九 つ 定 う 億 額  
二 利 第 八 利 第 一 条 特 六 は づ 法 九 千 国 項 の 計 九 億 額 発 行 し た 利 付 国 債 の 規 定 に 基 づ き 第 四 十 六 億 円  
千 付 一 億 付 一 会 計 七 十 五 万 円 千 二 百 九 十 九  
四 国 債 の 規 定 に 基 づ き 第 四 十 六  
百 九 十 六 億 円 千 二 百 九 十 九  
九 十 六 億 円 千 二 百 九 十 九  
十 六 億 円 千 二 百 九 十 九  
六 億 円 千 二 百 九 十 九  
億 円 千 二 百 九 十 九  
円 千 二 百 九 十 九  
千 二 百 九 十 九  
二 百 九 十 九  
百 九 十 九  
九 十 九  
十 九  
九



の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入

額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 七 銭

(一) 年 ○ ・ 三 パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に加えて、次の算  
式により算出した金額を第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{56}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるに  
もとの記載又は記録されるもの  
座に記載又は記録されるものに  
にりついで、は、前記の算式に  
よりに算出した金額から、該金  
額に百分の二十・三・五を乗  
じ、た金額の二・十・三・五を  
を、発行時に、おいたし、取得  
が、非居住者又は外国にあり  
る場合に、は、前記の算式に  
よる算出した金額に、(一)の該  
非居住者

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額  
十七 償還金額  
十八 元利支  
十九 払込参加  
二十 払込期日

住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額（を控除することができる。

平成二十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する利子を支払い、六月間

平成三十年六月二十日

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年八月十五日